

土木森林環境委員会会議録

日 時 平成22年3月2日(火) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後1時56分

場 所 第1委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機
副委員長 石井 脩徳
委 員 中村 正則 木村 富貴子 内田 健 中込 博文
河西 敏郎 小越 智子
委員欠席者 森屋 宏

説明のため出席した者

森林環境部長 小林 勝己 林務長 前山 堅二
森林環境部次長 宮島 茂 森林環境部次長 山本 正彦
森林環境部技監 石山 利男 森林環境部技監 渡邊 晴夫
森林環境総務課長 望月 洋一 環境創造課長 小野 浩
大気水質保全課長 時田 寛幸 環境整備課長 橘田 恭
みどり自然課長 神津 孝正 森林整備課長 宇野 聡夫
林業振興課長 安富 芳森 県有林課長 佐野 克己 治山林道課長 深沢 武

県土整備部長 下田 五郎 理事 宮田 文夫 県土整備部次長 広瀬 猛
県土整備部技監 河西 邦夫 県土整備部技監 小池 一男
総括技術審査監 伊藤 守 県土整備総務課長 吉澤 公博
美しい県土づくり推進室長 野田 祥司 建設業対策室長 斉藤 倍造
用地課長 望月 剛 技術管理課長 井上 和司 道路整備課長 上田 仁
高速道路推進室長 野中 均 道路管理課長 川崎 英美
治水課長 樋川 和芳 砂防課長 望月 実 都市計画課長 河西 秀樹
下水道課長 小野 邦弘 建築住宅課長 和田 健一 営繕課長 末木 正文

議題 第46号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
第47号 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
第51号 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
第55号 変更契約締結の件
第58号 和解及び損害賠償額の決定の件
第59号 県道の路線の変更の件

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時4分から午前10時43分まで県土整備部関係、休憩をはさみ、午前11時2分から午後1時56分まで森林環境部関係（午前12時4分から午後1時31分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

※第46号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

小越委員 森林環境総務課の会計検査院の指摘による返金489万3,000円について、先ほど、加算金も含めてとお話があったのですが、この489万円のうち加算金は幾らなのか、中身を教えてください。

望月森林環境総務課長 489万3,000円のうち、内訳につきましては、国補相当額が約318万円、そして、その加算金が約171万円となっております。

小越委員 これについては、318万円に対して171万円の加算ということで、半分以上が加算金で、かなり多い金額とっております。これを県費で補うことは、不適切だと思いますので、これについて私は反対をいたします。

討論 なし

採決 起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第47号 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑

小越委員 1つわからないのでお聞きするのですが、繰越金が予定よりも多くなった、すなわち、それに伴って一般会計からの繰り入れを減らすことになったわけですが、なぜ繰越金の額が予定よりもこんなに多くなったんですか。

望月森林環境総務課長 繰越金は20年度の繰越金でございますが、21年度の予算を計上するときには見込みでやっております、まだ、20年度の決算を出しておりません。そこで、21年度決算作成時には、そこまでの繰越金が見込めなかったということで、実際決算を出しましたら繰越金が生じたものでございます。

小越委員 理由があってこれだけ多くなるんですか。それとも会計上の計算のちょっとした行き違いなのですか。

望月森林環境総務課長 20年度の予算で、黒字が出たというのは、20年度に借りかえをしたので、償還金が少なくなった。そういう理由で黒字化したということでございます。

小越委員 ということは、借りかえ分のお金がここに反映されているので、繰り越しが予定よりも多くなったという、その起債のことが大きいのですか。売ったものが多くなったとかいうことではないんですか。

望月森林環境総務課長 はい、借りかえによる償還額の減少が、一番大きかったと考えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 県土整備部関係

※第46号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

小越委員 きめ細かな臨時交付金、それから、県独自の上乗せで39億円がこちらに配分されたということで、その考え方をちょっとお伺いしたいんですけども、このきめ細かな臨時交付金の県土整備部としての使い道、どのようなところに配慮して、どういうところに重点的に充てるのか、まず、そこをお聞かせください。

吉澤県土整備総務課長 この地域活性化・きめ細かな臨時交付金は、国の二次補正で、全国で総額5,000億円、そのうちの4,500億円が第一次配分ということで、各県に配分されているものです。そのうち、本県には約33億円が第一次配分ということで配分されております。これは名前にもありますようにきめ細かなということで、地方の身近な道路や河川などの防災対策、施設の更新、あるいは生活に密着した社会資本の整備を中心に計上することになっております。

それで、課別説明書の資料ということで箇所表を出してありまして、その中の3ページですけど、道路整備課の県単独道路改築費ということで、地域活性化・きめ細かな臨時交付金と、それから県単独上乗せ分とを書いてありますが、ここにありますような小規模の工事を中心に抽出しております。

4ページには、道路修繕費ということで、やはり地域活性化・きめ細かな臨時交付金と県独自の上乗せをしておりますし、その後、9ページのほうには県単独河川改良ということで、きめ細かな臨時交付金等が掲載されております。

小越委員 それで、事業の中身は、きめ細かな、修繕とか修理ということだと思んですけども、工事をする事業主とか会社はどの程度の規模のものなのか。できたら、これは景気対策でもあると思いますので、小さい部分も発注してもらって、なるべくいろんな、多くの業者の方に仕事が回るようにしてもらいたいと思うんですけども、その点のお考えはどうなんでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 先ほどの3ページをごらんいただくと、県単独道路改築費ということで、総額10億4,400万円です。それで、箇所数はこちらに書いてありますように、全部で48カ所になると思うのですが、1カ所当たり2,100万円ほどということですので、平均すればC、Dランクの、中小の企業への発注、建設業者

への発注ということになるかと思います。

小越委員

やはりC、Dのランクのところになるべく仕事が行くように、きめ細かな景気対策にしてもらいたいと思っています。それで、ちょっと聞き漏らしてしまったかもしれないんですけど、21年度の予算全体を今回の補正で繰り越していくことになると思うんですけども、結局、県土整備部として繰り越しは幾らになるんですか。

吉澤県土整備総務課長 昨年来、繰越明許費をお願いして、早期発注に努めてきたのでございますが、今回の補正分を合わせまして、繰越明許費の総額は約305億円になっております。そのうち、経済対策分が75億円、それから一般分、通常分が230億円ということで、合わせて305億円の繰越明許費をお願いしております。ただ、これはこの範囲内で繰り越すということでございますので、これが全額繰り越しになるということではなくて、この額の範囲内で繰り越しをするということになります。

小越委員

森林環境部の資料をいただいたときに、繰り越しの一覧がありまして、県土整備部はなかったので聞くんですけども、先ほどのお話では、用地買収とか用地補償のお金も繰越明許されていると聞いたんですけども、この305億円のうち、例えば、用地補償とか、直接、工事発注にかからないものも含めて、この中身、内訳はわかりますか。

吉澤県土整備総務課長 経済対策分の75億円につきましては、途中で補正等をしておりますので、工期が間に合わないというのが主たる理由でございます。それ以外の一般分の繰越事業でございますが、現在手元に持っているものでは、昨年の20年度の繰り越しの事業別ということですので、その内訳の主なところを申し上げさせていただきます。昨年も同じくらいの金額でしたので、参考になると思うんですが、やはり用地補償費の関係が一番多くて86億円程度、それから、関連機関との調整ということで、いろんな機関との調整がございまして、これが57億円程度、そして、計画変更等が27億円程度ということで、合わせて、昨年場合は247億円程度の繰り越しとなっておりますので、本年度も同じくらいの内訳になるかと思います。

小越委員

当初予算の6月、9月も景気対策ということで、県土整備部にかなり上乘せというか、景気対策ということでお金が何億も来たと思うんですけども、それに伴って、山梨県地域の建設業の景気はどうなったかと、いつも思っているんですけど、305億円繰り越す中では、全体の事業費の執行率はどの程度になっているんでしょうか。当初予算の後に6月、9月補正で国の第二次補正、第一次補正、どんどんお金が来たと思うんですけど、それに伴って、どのくらい公共事業が執行されていったのかわかりますか。

吉澤県土整備総務課長 執行率ということで出している額は、契約をした額、あるいは公告をした額ということで出しておりますので、9月末で80%を超えたということです。今回お願いしているこの繰越明許費は、契約の総額ではなく、そのうち一部、前払い金等で払っていたり、出来高等で払っていますので、実際に繰り越される額ということになりますので、一概にそれを比較することはできません。

現在、契約をしている執行率は、昨年の当初予算額でいいますと、9月の時点で80%を超えているということで、それと、今回の繰越明許費等を、そのうち

どのくらい繰り越されたかという関連性は、正確には把握しておりません。

小越委員

所管事項になってしまうから、これで終わりにしますけど、お金をかなり追加して、公共工事を追加して、今度のこのきめ細かな臨時交付金分も入れて、当初と比べると減ったんだけど、プラスになったということで、建設業の仕事をふやしている割には、町場の雰囲気はなかなかそこに仕事が回っていないなと思っています。ぜひこのお金も生かしながら、すぐに仕事が回るようにしてもらいたいということ、また後で、所管でやりたいと思います。

それと、もう一つですけど、先ほどお話がありました県土2の1,255万7,000円、これについては10.9%ということだからかなり高い利息になっております。これについては私は反対いたします。

それで、1つ聞きたいんですけども、県土整備部ではこのように書いてありますけど、森林環境部のところも、農政部のところも会計検査院による不適正という言葉が入っています。県土整備部だけその言葉が入っていないのですが、何か意図はあるのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 先ほど説明の中でそういう説明をさせていただきました。これは書き方ということで、国土交通省へ償還する額がこの額だと説明させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

小越委員

私はこの点についてはもちろん反対なんですけれども、一番金額の多い県土整備部が、こういう書き方でいいのかなと思います。それぞれの課で書き方が違い、森林環境部も農政部も、不適正な経理処理にかかわるという言葉が入っています。この説明を聞かないと、普通の国庫補助金の返還かなと思ったりしますので、それは書き方かもしれませんが、しっかり理由を書いていただきたいと思っています。

以上です。

討論

なし

採決

起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(休 憩)

※第51号 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で可決すべきものと決定した。

※第55号 変更契約締結の件

質疑

なし

討論 なし

採決 全員一致で可決すべきものと決定した。

※第58号 和解及び損害賠償額の決定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で可決すべきものと決定した。

※第59号 県道の路線の変更の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で可決すべきものと決定した。

その他 ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。

以 上

土木森林環境委員長 渡辺 英機